

平成 23 年 10 月
厚 生 労 働 省
安 全 衛 生 部

**東日本大震災の被災地におけるがれき処理による
労働災害防止対策徹底のための集中パトロール等の実施結果**

1 実施状況

(1) 集中パトロール (4/27(水)～28(木)) の結果 (計 103 現場実施)

ア 岩手局管内

- ・実施地域 : 宮古市、釜石市、大船渡市
- ・実施現場数 : 61 現場

イ 宮城局管内

- ・実施地域 : 仙台市
- ・実施現場数 : 18 現場

ウ 福島局管内 (福島局独自の取組として、4/27(水)に実施)

- ・実施地域 : 相馬市、新地町、いわき市
- ・実施現場数 : 24 現場

上記「集中パトロール」の結果の主な問題点と指摘率は以下の通りである。

- ・防じんマスクの着用の徹底が不十分な面が見られたこと (指摘率 : 62%)
- ・車両系建設機械との接触防止措置について、作業者に接近しすぎる場面が見られたこと (指摘率 : 15%)

(2) 集中パトロール (7/6(水)～8(金)) の結果 (計 236 現場実施)

ア 岩手局管内

- ・実施地域 : 宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市
- ・実施現場数 : 113 現場

イ 宮城局管内

- ・実施地域 : 気仙沼市、南三陸町、女川町、石巻市、東松島市
- ・実施現場数 : 88 現場

ウ 福島局管内

- ・実施地域 : 相馬市、新地町、南相馬市、いわき市
- ・実施現場数 : 35 現場

上記「集中パトロール」の結果の主な問題点と指摘率は以下の通りである。

- ・防じんマスクの着用の徹底が不十分な面が見られたこと (指摘率 : 41%)
- ・車両系建設機械との接触防止措置について、作業者に接近しすぎる場面が見られたこと (指摘率 : 10%)

(3) 集中パトロール (8/24(水)～26(金)) の結果 (計 188 現場実施)

ア 岩手局管内

- ・実施地域 : 山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市

- ・実施現場数： 60 現場
- イ 宮城局管内
 - ・実施地域： 気仙沼市、南三陸町、女川町、石巻市、東松島市
 - ・実施現場数： 98 現場
- ウ 福島局管内
 - ・実施地域： 相馬市、新地町、南相馬市、いわき市
 - ・実施現場数： 30 現場

上記「集中パトロール」の結果の主な問題点と指摘率は以下の通りである。

- ・防じんマスクの着用の徹底が不十分な面が見られたこと（指摘率：29%）
- ・車両系建設機械との接触防止措置について、作業者に接近しすぎる場面が見られたこと（8%）

（４）岩手局、宮城局独自のパトロールの実施（計 391 現場実施）

上記１～３の「集中パトロール」の他、これまでに、岩手局及び宮城局において、391 現場に対して、独自の取組としてのパトロールを実施している。

（５）集団指導（7/14(木)～15(金)）の実施（計 560 名参加）

上記「パトロール」に加え、7/14(木)～15(金)に、①異業種から建設業に新たに参入する者に対する安全衛生教育の徹底、②防じんマスクの着用の徹底、③熱中症予防対策の徹底等について、がれき処理を請け負う事業者を対象にして集団指導を実施した。

- ・実施場所：宮古市（51 名参加）、釜石市（22 名参加）、陸前高田市（33 名参加）、気仙沼市（133 名参加）

なお、仙台市において 5/2（月）（76 名参加）に実施するとともに、宮城局独自の取組として 6/17(金)（162 名参加）に石巻市で、8/19(金)（10 名参加）に女川町で、福島局独自の取組として 8/9(火)（73 名参加）にいわき市で、同様の集団指導を実施している。

2 取りまとめと今後の取組

これまで実施してきた集中パトロール等の結果、「防じんマスクの着用の徹底が不十分であったこと」、「車両系建設機械との接触防止措置について、作業者に接近しすぎる場面が見られたこと」等の問題点の事項に変化は見られなかったが、その問題点は改善されてきている。

※例：「防じんマスクの着用の徹底が不十分であったこと」の指摘率 61%（４月）→29%（８月）

津波によって発生・漂着した建築物等の残がいや流木等の「がれき処理作業」については、一部の地域を除き、一定の進捗状況が見られることから、今後は、地震・津波により被害を受けた建築物等の解体工事が各被災地（福島県の避難区域、計画的避難区域を除く。）において集中的に行われることが予想される。

については、８月の集中パトロールにおいて、未だ、防じんマスクの着用の徹底が不十分な面が見られていること、また、法定の作業主任者を配置しないまま解体工事を行っている現場が認められていること等から、今後は、地震・津波により被害を受けた建築物等の解体工事現場を重点に、これら問題点の改善指導を実施していく。